

## 平成30年第5回せたな町議会臨時会

平成30年6月5日（火曜日）

### ○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名について
- 2 会期の決定について
- 3 諸般の報告
- 4 行政報告
- 5 報告第1号 繰越明許費の繰越しについて（平成29年度せたな町一般会計予算）
- 6 報告第1号 繰越明許費の繰越しについて（平成29年度せたな町公共下水道事業特別会計予算）
- 7 議案第1号 せたな町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

### ○出席議員（11名）

- |     |       |     |       |
|-----|-------|-----|-------|
| 1番  | 細川伸男君 | 2番  | 神田和浩君 |
| 4番  | 本多浩君  | 5番  | 石原広務君 |
| 6番  | 梶田道廣君 | 7番  | 大湯圓郷君 |
| 8番  | 真柄克紀君 | 9番  | 平澤等君  |
| 10番 | 大野一男君 | 11番 | 熊野主税君 |
| 12番 | 菅原義幸君 |     |       |

### ○欠席議員（0名）

1. 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席を求めた者は次のとおりである。

町	長	高橋貞光君	
教	育	長	成田円裕君

1. 町長の委任を受け出席する説明員は、次のとおりである。

副	町	長	佐々木正則君					
総	務	課	長	原進君				
財	政	課	長	西村晋悟君				
税	務	課	長	樋口靖君				
町	民	児	童	課	長	吉崎照人君		
税	務	課	長	補	佐	濱登幸恵君		
町	民	児	童	課	長	補	佐	坂谷洋二君
課	税	係	長	尾野真也君				

徴 収 係 長 伊 瀬 亮 君  
《大成総合支所》

支 所 長 佐 野 英 也 君  
《瀬棚総合支所》

支 所 長 関 功 悦 君

1. 本会議の事務に従事する職員は次のとおりである。

事 務 局 長 丹 羽 小 百 合 君

事 務 局 次 長 上 野 朋 広 君

事 務 局 総 務 係 原 田 翔 太 君

◎開会宣告

○議長（菅原義幸君） 皆さんおはようございます。

ただいまの出席議員は11名で定足数に達していますので、平成30年第5回せたな町議会臨時会は成立いたしました。

よってこれより開会いたします。

◎開議宣告

○議長（菅原義幸君） 直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（菅原義幸君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第117条の規定により議長において4番、本多浩議員、5番、石原広務議員を本日の会議録署名議員に指名いたします。

◎日程第2 会期の決定について

○議長（菅原義幸君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今臨時会の会期は本日1日といたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） 異議なしと認めます。

よって今臨時会の会期は本日1日に決定いたしました。

◎日程第3 諸般の報告

○議長（菅原義幸君） 日程第3、諸般の報告はお手元に配付したとおりであります。

◎日程第4 行政報告

○議長（菅原義幸君） 日程第4、行政報告を行います。

町長並びに教育長から行政報告の申し出がありますので、これを許します。

町長。

○町長（高橋貞光君） それでは職員の懲戒処分について報告いたします。

この度、農業センターに勤務する嘱託職員につきまして、同センターに勤務する部下職員への不適切な対応が発覚し当該職員に対し6月1日付で懲戒処分を行いました。処分内容は戒告としております。

今後におきましては、コンプライアンスの一層の徹底について職員に指導してまいります。  
以上です。

○議長（菅原義幸君） 次に教育長。

○教育長（成田円裕君） せたな町立学校教職員の不祥事についてご報告いたします。

既に新聞等により報道されたところでございますが、6月1日にせたな町立北檜山中学校の教職員が建造物侵入と北海道迷惑行為防止条例違反の容疑で逮捕されるというあってはならない不祥事を起こしました。

せたな町教育委員会においては、これまでも校長会議や教頭会議において服務規律を遵守するよう指導してきたにもかかわらず、生徒を指導する立場にある教職員が不祥事を起こしたことを非常に重く受け止めております。被害に遭われた方をはじめ関係各位に多大なるご迷惑をおかけし、さらには町民の皆様、保護者の皆様の負託に背く結果となったことは誠に遺憾であります。被害に遭われた方、町民、保護者の皆様に対して心からお詫びを申し上げます。

今回、教職員がこのような不祥事を起こしたことを厳粛に受け止め、改めて教育公務員として二度と同様な行為を繰り返さないよう教職員に対して服務規律について指導徹底を図るとともに、教職員が一丸となって不祥事の再発防止に取り組むことで、保護者をはじめ町民の皆様の信頼回復に努めてまいります。

○議長（菅原義幸君） これで行政報告を終わります。

#### ◎日程第5 報告第1号

○議長（菅原義幸君） 日程第5、報告第1号繰越明許費の繰越しについてを議題といたします。

本件について提出者の説明を求めます。

副町長。

○副町長（佐々木正則君） ただいま上程になりました報告第1号繰越明許費の繰越しについてでございます。本件につきましては、平成29年度せたな町一般会計予算繰越明許費におきまして、繰越した予算について地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものでございます。

内容につきましては担当課長から説明をいたします。

ご審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（菅原義幸君） 続いて内容の説明を求めます。

西村財政課長。

○財政課長（西村晋悟君） それでは報告第1号の内容について説明いたします。議案の2ページをご覧ください。平成29年度せたな町一般会計予算繰越明許費繰越計算書でございます。記載の6事業につきまして繰越額が決定いたしましたのでご報告をいたします。翌年度の繰越額でございますが、3款民生費、1項社会福祉費の介護サービス提供基盤等整備事業3, 196万4, 000円から下段の10款教育費、6項保健体育費の町民プール新築事業2, 246

万4,000円までの6事業、合計で7,827万2,000円を平成30年度に繰越いたしました。財源内訳につきましては合計欄でご説明申し上げますが、平成30年度で収入を見込んでいる財源といたしまして、未収入特定財源が4,616万9,000円、平成29年度から30年度に繰越しする一般財源が3,210万3,000円となっております。

以上で説明を終わります。

よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（菅原義幸君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） 質疑を終わります。

報告第1号は報告済といたします。

#### ◎日程第6 報告第2号

○議長（菅原義幸君） 日程第6、報告第2号繰越明許費の繰越しについてを議題といたします。

本件について提出者の説明を求めます。

副町長。

○副町長（佐々木正則君） ただいま上程になりました報告第2号繰越明許費の繰越しについてでございます。本件につきましても、平成29年度せたな町公共下水道事業特別会計予算繰越明許費におきまして、繰越した予算について地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものでございます。

内容につきましては担当課長から説明をいたします。

ご審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（菅原義幸君） 続いて内容の説明を求めます。

西村財政課長。

○財政課長（西村晋悟君） それでは報告第2号の内容について説明いたします。議案の4ページをご覧ください。平成29年度せたな町公共下水道事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書でございます。本件につきましても事業の繰越額が決定しましたのでご報告を申し上げるものでございます。翌年度繰越額でございますが、2款資本的支出、1項建設改良費の北檜山水処理場建設工事委託事業1億2,860万円を平成30年度に繰越いたしました。財源内訳につきましては既収入特定財源が645万円、未収入特定財源が1億2,215万円となった次第でございます。

以上で説明を終わります。

よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（菅原義幸君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） 質疑を終わります。

報告第 2 号は報告済といたします。

◎日程第 7 議案第 1 号

○議長（菅原義幸君） 日程第 7、議案第 1 号せたな町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（佐々木正則君） 本案は、せたな町国民健康保険税条例の一部を改正する条例でございますが、保険税率を改正するため本条例の一部を改正しようとするものでございます。

内容につきましては担当課長から説明をいたします。

ご審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（菅原義幸君） 続いて内容の説明を求めます。

樋口税務課長。

○税務課長（樋口 靖君） せたな町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について説明させていただきます。

議案書の 6 ページからになります。8 ページからのせたな町国民健康保険税条例の一部改正の概要により説明させていただきます。

始めに条例改正の趣旨と理由でございますが、国民健康保険法の改正によりこれまで各市町村が国民健康保険の保険者として運営の主体となっておりますが、平成 30 年 4 月から都道府県が市町村とともに国民健康保険保険者となり、なおかつ財政運営の主体となって中心的な役割を担っていくこととなりました。新制度では、北海道は市町村に対して保険給付に要する費用を全額交付することや北海道に納める国民健康保険事業費納付金や市町村ごとの標準保険料率を決定し示すこととなり、市町村はそれを基に税率を決定し保険税を賦課、徴収するというものでございます。この度、平成 29 年分所得などの見通しが立ちましたことから、改めて北海道から示された国民健康保険事業費納付金及び標準保険料を基に、軽減対策を講じたうえで保険税率の改定を行うため本条例の改正を行うものでございます。

次に平成 30 年度国民健康保険税率案でございますが、算定にあたりまちの基礎的な考えといたしましては、まず一つとして北海道が示す応能、応益割合と標準保険料率に近づけるというもので、法改正の目的であります保険税の平準化を想定しております。もう一つは低所得者の負担増は可能な限り避けること、この 2 点を基本として調整を行いました。結果、低所得者の負担増を避けるため、応益分の均等割、平等割については現行税率のままとして、応能の所得割については現行よりも下がった標準保険料率を使うこととして、改定するものでございます。まず医療分の基礎課税額に係る所得割額の税率につきましては、現行の 9.64% を 7.89% に改めることで 1.75% 下がり、同じく支援金分の課税額に係る所得割額の税率につきましても、現行の 3.21% を 2.45% に改めることで 0.76% 下がり、また介護分の課税額に係る所得割額の税率につきましても、現行の 2.06% を 1.84% に改めることで

0.22%下がり、全て併せて所得割額に係る税率が2.73%減少となるものでございます。なお応益分におきます標準保険料率との比較におきましては、平等割が現行よりも低く設定されておりますが、均等割の方は現行よりも高くなっているため、合わせた場合に世帯人数によって増える世帯もありますことから、現行の税率のままに据え置くものでございます。

次に9ページですが条文の改正内容となっております。第3条では、基礎課税額に係る所得割額の税率について、現行の100分の9.64を100分の7.89に改め、第6条では後期高齢者支援金等課税額に係る所得割額の税率について、現行の100分の3.21を100分の2.45に改め、第8条では介護納付金課税額に係る所得割額の税率について、現行の100分の2.06を100分の1.84に改めるものでございます。附則として、この条例は公布の日から施行し、平成30年4月1日から適用することとし、改正後のこの条例の規定を平成30年度以後の年度分の国民健康保険税に適用することとしたものでございます。

以上で、せたな町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての説明を終わらせていただきます。

よろしくお願いを申し上げます。

○議長（菅原義幸君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） 質疑を終わります。

続いて討論を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） 討論を終わります。

お諮りいたします。

本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

#### ◎閉議宣告

○議長（菅原義幸君） 以上で、今臨時会に付議された案件の審議は終了しましたので、会議を閉じます。

#### ◎閉会宣告

○議長（菅原義幸君） これをもって、平成30年第5回せたな町議会臨時会を閉会いたします。

ご苦労様でした。

閉会 午前10時17分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成30年 6月25日

議 長 菅 原 義 幸

署名議員 本 多 浩

署名議員 石 原 広 務